COP25と森林

2019年12月26日

林野庁森林利用課

森林保全推進官 谷秀治

本日の話

パリ協定と森林
 COP24と森林
 COP25と森林

気候変動対応の国際的枠組

国連気候変動枠組条約(1992年採択 1994年発効)

COP: 条約締約国会議

- 究極の目的は、大気中の温室効果ガスの濃度安定化
- 「共通であるが差異のある責任」の原則
- 先進国は2000年までに削減努力し、人為的な排出量を1990年レベルへ回復
- 締約国は、温室効果ガスインベントリ報告の義務

京都議定書(1997年採択 2005年発効)

CMP: 議定書締約国会合

- 先進国の排出量について法的拘束力のある数値目標を設定
 - 第1約束期間:2008~2012年の5年間
 - 第2約束期間:2013~2020年の8年間
- 吸収源の活用
- 京都メカニズム(共同実施、クリーン開発メカニズム、排出量取引)

パリ協定(2015年採択 2016年発効)

CMA:協定締約国会合

- 途上国を含む全ての国に削減目標(NDC)の提出と対策の実行を義務づける法的枠組
- 各国が削減目標を設定し、5年ごとに見直しを行う
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成

気候変動枠組条約 関連会合の関係図

気候変動枠組条約

締約国会議(COP)

Conference of the Parties

京都議定書

締約国会合(CMP)

Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Kyoto Protocol

パリ協定

締約国会合(CMA)

Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement

補助機関会合(SB) Subsidiary Bodies

SBSTA

Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice

[科学的•技術的助言]

SBI

Subsidiary Body for Implementation

[条約・議定書の実施の評価と検討]

技術的な課題の検討(COP、CMP又はCMA決定に基づく)

パリ協定の特徴

すべての国に適用され (Applicable to all)

従来の二分論を超えて、「共通だが差異 ある責任」原則の適用を改善

・多くの規定が「すべての国」に適用 (一部に「先進国」「途上国」の書き分けが 残るも、具体の定義なし)

包括的で

(Comprehensive)

緩和(排出削減)、適応、資金、技術、能力向上、透明性の各要素をバランスよく扱う

・緩和、適応、資金に関する3つの目的を規定

長期にわたり永続的に (Durable)

2025/2030年にとどまらず、より長期を見据えた永続的な枠組み

- ・2℃目標、今世紀後半の排出・吸収バランス など長期目標を法的合意に初めて位置づけ
- ・長期の低排出開発戦略を策定

前進・向上する

(Progressive)

各国の目標見直し、報告・レビュー、世界全体の進捗点検のPDCAサイクルで向上

- ・世界全体の進捗点検(長期目標)を踏まえ、各国は5年ごとに目標を提出・更新 (従来の目標よりも前進させる)
- ・各国の取組状況を報告・レビュー

パリ協定の概要

パリ協定とは

- 途上国を含む全ての国が参加する2020年以降の国際的な温暖化対策の法的枠組。
- 2015年のCOP21で採択され、2016年11月に発効。

協定の内容

- 世界全体の平均気温上昇を工業化以前と比較して2℃より十分下方に抑制及び1.5℃までに抑える努力を継続。
- 今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成。
- 各国は削減目標を含む「自国が決定する貢献(NDC)」を提出し、対策を実施。実施状況 を条約事務局に報告し、審査を受ける。

(削減目標には森林等の吸収源による吸収量を計上することができる)

- 5年ごとに世界全体の実施状況を確認(グローバル・ストックテイク(GST))。
- 各国はGSTを踏まえて5年ごとにNDCを提出・更新(累次の前進)。
- 途上国への資金支援について、先進国は義務、途上国は自主的に提供することを奨励。

森林関連の内容(協定第5条)

- 森林等の吸収源及び貯蔵庫を保全し、強化する行動を実施。
- 途上国の森林減少・劣化に由来する排出の削減等(REDD+)の実施及び支援を奨励。

パリ協定における森林関連分野の内容

【前文】

条約に規定された吸収源・貯蔵庫の保全及び適当な場合は強化の重要性を認識し、

【緩和(排出削減のための取組)】

4条1項

今世紀後半に温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡を達成する。

4条13項、14項

締約国は、NDCに係る<u>人為的な排出・吸収量を計算</u>する。その際、条約に基づく<u>既存の</u> 方法及び指針を考慮に入れるべき。

【森林を含む吸収源・貯蔵庫の保全及び強化】

5条1項

締約国は、温室効果ガスの<u>吸収源及び貯蔵庫(森林を含む。)の保全及び強化</u>のための 措置をとるべき。

5条2項

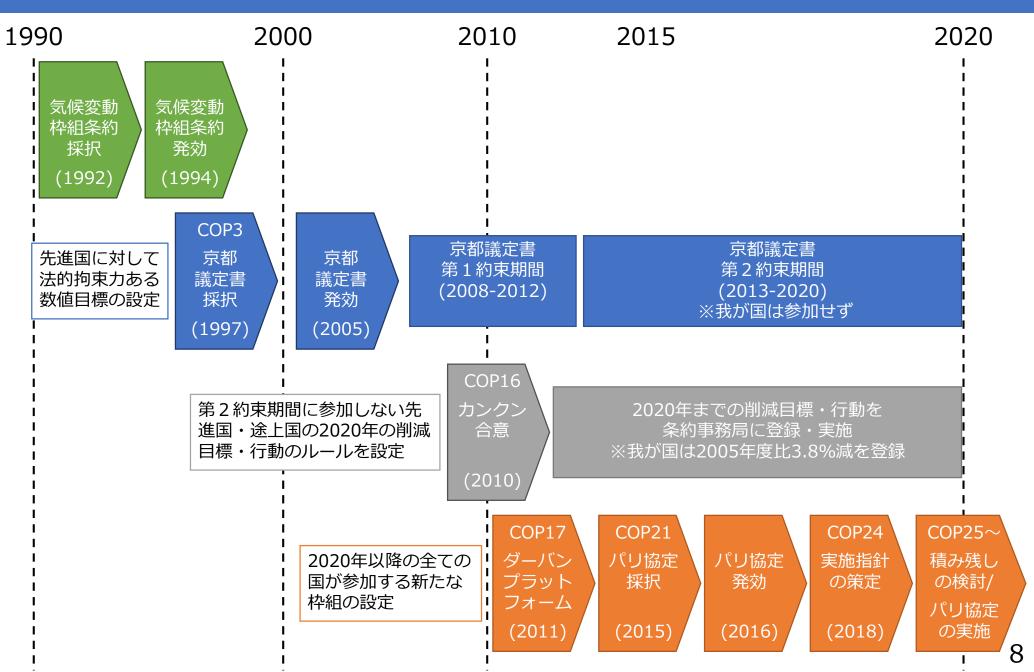
締約国は、開発途上締約国における<u>森林減少による排出量を減少させる取組(REDD+)</u> <u>等</u>を実施及び支援するための措置をとることが奨励される。

【透明性(取組や支援の報告・審査)】

13条7項 (a)

締約国は、温室効果ガスの人為的な排出と吸収に関する目録を定期的に報告する。

気候変動国際交渉の経緯



本日の話

- 1 パリ協定と森林
- 2 COP24と森林
- 3 COP25と森林

昨年のCOP24の主な結果

○ 2020年以降のパリ協定の本格運用に向け、パリ協定の実施指針 を採択(一部積み残しあり)

今後(2019年以降)は、

- COP26 (2020年) での合意を目指し、排出削減の進捗及び達成 状況の共通報告様式の議論が開始
- パリ協定第6条(市場メカニズム)については、現在の作業状況に留意し、COP25(2019年)での採択を目指して引き続き検討

パリ協定実施指針における森林分野の内容

- 各国の排出削減目標の設定やその実施及び達成状況の把握に際して、気候変動枠組条約下の既存の方法論やガイダンスを適切に使用
- これまで同様に、我が国の森林や農地土壌による吸収量を、削減 目標の達成に活用することが可能
- インベントリ報告における伐採木材製品(HWP)の算定方法が、 実質的に生産法に決定

(生産法以外を使用する場合は、生産法を使用した場合の数値も提供)

○ 進捗状況の報告では、NDCに提出する情報と整合する形で、土地 特有の要素が位置づけられるとともに、LULUCFの貢献も規定

本日の話

パリ協定と森林
 COP24と森林
 COP25と森林

COP25の概要

- 1 会期 2019年12月2日(月)~12月15日(日)
- 2 開催地 スペイン・マドリード(議長国:チリ)
- 3 公式会合
 - 第25回締約国会議(COP25)
 - 第15回京都議定書締約国会合(CMP15)
 - ・第2回パリ協定締約国会合(CMA2)
 - 第51回科学上及び技術上の助言に関する補助機関追加会合(SBSTA51)
 - ・第51回実施に関する補助機関追加会合(SBI51)

4 非公式会合

- 土地専門家会合
- 二国間クレジット制度(JCM)協議

5 森林関連サイドイベント

- ・森林に関するハイレベル会合(主催:チリ)
- ・熱帯地域の気候変動と生物多様性への森林に基づく解決策(共催:森林総研・ITTO)
- 自然に基づく解決策ハイレベルイベント(主催:UNFCCC事務局)
- ・森林減少の傾向の転換に向けた関係国連機関ハイレベル対話(主催:UNFCCC事務局)

森林に関連する議論の結果①

○ パリ協定第6条(市場メカニズム)の実施指針 → 最終的な合意に至らず

The Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement,

. . .

- 1. Notes the draft decision texts on matters relating to Article 6 of the Paris Agreement prepared by the President of the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement2 at its second session while recognizing that these draft texts do not represent a consensus among Parties;
- 2. Requests the Subsidiary Body for Scientific and Technological Advice to continue consideration of the matters referred to in paragraph 1 above at its fifty-second session (June 2020) on the basis of the draft decision texts referred to in paragraph 1 above, with a view to recommending draft decisions for consideration and adoption by the Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties to the Paris Agreement at its third session (November 2020).

FCCC/PA/CMA/2019/L. 9より抜粋

森林に関連する議論の結果②

- パリ協定の方法論的事項* → 結論なし、2020年6月のSBSTA52へ先送り
 - ※ GHGの排出・吸収量を報告するための様式や、削減目標に対する進捗状況 を報告するための様式等の検討

Consultations did not result in conclusions. In accordance with rule 16 of the draft rules of procedure being applied, this matter will be included in the provisional agenda for SBSTA 52.

https://unfccc.int/event/sbsta-51#eq-23 (2019年12月24日閲覧) より抜粋



○ パリ協定第6条(市場メカニズム)の実施指針、パリ協定の方法論的事項とも、 2020年のCOP26での合意を目指して検討を継続。

森林に関連する記載ぶりの例

Methodological issues under the Paris Agreement Draft conclusions proposed by the Chair

- 9. [The SBSTA requested the secretariat to:
- (a) Prepare a technical paper on a proposal for a set of "common reporting tables for the electronic reporting of the information in the national inventory reports of anthropogenic emissions by sources and removals by sinks of greenhouse gases", ••••
- (b) Prepare, with relevant technical input from the Consultative Group of Experts and lead reviewers, a technical paper on the possible content of the training modules · · · for further consideration at SBSTA 52 (June 2020);
- (c) Organize an intersessional workshop prior to SBSTA52 on section III of the annex to decision 18/CMA.1;
- (d) Organize an intersessional workshop prior to SBSTA 52 on sections V and VI of the annex to decision 18/CMA.1;
- (e) Organize a pre-sessional expert dialogue on section II of the annex to decision 18/CMA.1, to be held immediately prior to SBSTA 52, taking into account the technical in paragraph 9(a) above.]

サイドイベント(森林に基づく解決策)

- 12月11日、熱帯地域の気候変動と生物多様性への森林に基づく解決策をテーマとしたサイドイベントを開催(森林総合研究所と国際熱帯木材機関(ITTO)の共催)
- グローバルグリーンサプライチェーン構築の重要性や熱帯地域 における植林による砂漠化への対処の課題、森林分野における気

候変動の適応・緩和策の 関連等、気候変動対策に おける森林に基づく解決 策の重要性を強調



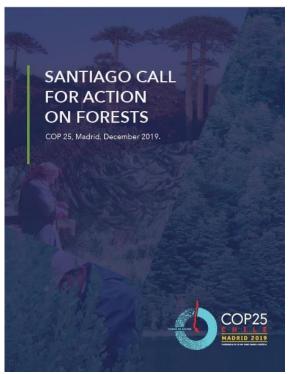
サンティアゴ森林行動のための呼びかけ

- 12月12日、世界的な森林減少傾向の転換に向け、国連関係機関 によるハイレベル対話を開催
- この中で、チリ政府は「サンティアゴ森林行動のための呼びかけ」として、多様な関係者に対し、森林 減少・劣化の抑制や持続可能な森林経営 等を含む農業・土地利用分野での持続的

 SANTIAGO CALL FOR ACTION ON FORESTS

で網羅的な緩和行動を呼びかけ





(UNFCCCのHPより)